

保管金の納付は 電子納付が便利です

5つのメリット

原則24時間、365日、 どこからでも納付可能！

- ※ 保釈保証金などの緊急を要する保管金を納付する場合は、あらかじめ裁判所の担当者に御相談ください
- ※ 電子納付する時間帯によっては、裁判所において即時に納付の確認ができないことがあります
- ※ 午後5時以降や非開庁日に行われた電子納付の事務の取扱いは、翌開庁日の午前9時以降となります

手数料は原則不要！

- ※ Pay-easy(ペイジー)利用の場合
- ※ 金融機関によってはATMの時間外手数料等がかかる場合があります
- ※ 詳しくは金融機関にお問い合わせください

全国の裁判所で 利用可能！

- ※ 一度登録すると、全国どこでも電子納付の御利用が可能です(事件ごとに登録する必要はありません)

納付時は裁判所へ 来庁不要！

- ※ 電子納付の際は、裁判所に保管金提出書を提出する必要がありませんので来庁も不要です
- ※ 保管金受領証書は、納付が確認でき次第郵送させていただきます

残金は自動的に還付！

- ※ 事件が終了するなどして、保管金の残金が還付される場合、あらかじめ利用者登録の際に指定した銀行口座に自動的に残額が振り込まれます(還付手続は一切必要ありません)

手続の流れ

※ 最初の利用時のみ
**利用者登録
(事前登録)**

保管金担当係に「電子納付利用者登録申請書」を提出して「利用者登録コード」を取得してください。

電子納付利用の申出

担当書記官に電子納付希望の旨と利用者登録コードをお知らせください。

保管金提出書の受領

かんたん！

電子納付

インターネットバンキング
又はPay-easy(ペイジー)
マークのあるATMを利用して納付してください。

☎ 詳しい手続の案内は裁判所の窓口にありますので、お気軽にお声掛けください。

(問合せ先) 青森地方裁判所事務局会計課経理係
青森市長島1丁目3-26 ☎ 017-722-5763

FAQ(よくある質問)

Q1 すべての種類の保管金を電子納付できますか？

A1 民事執行事件の買受申出保証金及び売却代金については、電子納付ができません。

Q2 取扱額(納付額)の上限はありますか？

A2 電子納付には取扱額の上限はありません。ただし、金融機関によっては、インターネットバンキングやATM利用時の上限が設定されている場合があります(詳細は金融機関に御確認ください。)

そのため、保釈保証金のように、高額かつ緊急性のある保管金を納付する場合は御注意ください。

Q3 利用者登録は、どこの裁判所でできますか。

A3 全国の裁判所の本庁と出納官吏が設置されている支部、簡裁で手続きができます。

Q4 利用者登録コードの有効期限はありますか。

A4 有効期限はありませんが、登録から2年間の御利用がない場合は登録コードが抹消されてしまいますので御注意ください。

Q5 インターネットバンキングやPay-easy(ペイジー)対応のATMは簡単に利用できますか。

A5 インターネットバンキングは、お取引されている金融機関との契約は必要となりますが、スマートフォンやパソコンから24時間365日、いつでも御利用いただけます。Pay-easy(ペイジー)対応のATMも、利用可能時間内であれば、いつでも御利用いただけます。ただし、金融機関によっては、休日・夜間の利用に時間外手数料がかかる場合がありますので御注意ください。

いずれのサービスにおいても、裁判所からお渡しした保管金提出書記載の「収納機関番号」、「納付番号」及び「確認番号」を入力するだけで簡単に保管金を納付いただけます。

Q6 Pay-easy(ペイジー)とは何ですか？

A6 Pay-easy(ペイジー)とは、公共料金、各種料金等の支払いを、パソコンやATM等から支払うことのできるサービスです。Pay-easy(ペイジー)マークのある納付書、請求書の支払い等に利用できます。

裁判所の保管金もPay-easy(ペイジー)による電子納付ができます。

Q7 Pay-easy(ペイジー)の使い方は？

A7 Pay-easy(ペイジー)に関する詳細は、<http://www.pay-easy.jp/> で御確認ください。

Q8 保管金(残金)の還付先として指定する口座に制限はありますか。

A8 保管金を提出するご本人名義の口座を指定していただく必要があります。家族を含む他人名義の口座を指定することはできません。

Q9 保管金が還付される際、裁判所からの連絡はありますか。

A9 利用者登録申請時に登録された住所に、事件番号や還付金額等を記載した「保管金振込通知書」をお送りします。